

新型コロナウイルス対策

(サントメ・プリンシペ：年末年始における「不測事態状態」の宣言)

- サントメ・プリンシペにおいて、12月10日から2022年1月10日までの間、「不測事態状態 (Situação de CONTINGÊNCIA)」が宣言されました。

8日、サントメ・プリンシペ政府は、クリスマス及び新年における感染予防策として、また、オミクロン株の出現を考慮して、12月10日から2022年1月10日までの間、「不測事態状態 (Situação de CONTINGÊNCIA)」を宣言しました。

同期間において、以下の対策がとられます。

- 1 新型コロナウイルス陽性者及びその濃厚接触者に対し、感染リスクを抑えるため、自宅隔離を義務づける。
- 2 10歳以上の全ての市民に対し、閉鎖空間、学校構内、公共交通機関及び自家用車内（運転手のみの場合を除く）におけるマスクの適切な着用を義務づける。
- 3 すべての公共・民間施設の出入口において、石けんによる手洗い又はアルコールジェルによる消毒を義務づける。
- 4 すべての公共の場において、最低1.5メートルのソーシャルディスタンスを順守する。
- 5 ミサ及び宗務は、一般的な衛生対策を順守の上、教会・寺院の収容可能人数の50%の範囲内で許可する。巡礼及び行列の禁止は継続する。
- 6 閉鎖空間における会議・会合は、一般的な衛生対策を順守の上、会議室の収容可能人数の50%の範囲内で許可する。
- 7 チームスポーツの練習は、練習施設の収容可能人数の3分の1の範囲内で許可する。選手、テクニカルチーム、審判、警備、記者及び観客は完全なワクチン接種証明書を提示しなければならない。
- 8 海岸でのピクニック、パーティー、祭り及び歩き売りを禁止する
- 9 クラブや「Fundoes」は、収容可能人数の50%の範囲内で許可する。アーティスト、従業員及び客は完全なワクチン接種証明又は抗原検査陰性証明書を提示しなければならない

い。

10 洗礼式及び結婚式は、収容可能人数の50%範囲内で100名のゲストを上限として許可する。全ての参加者は完全なワクチン接種証明書又は抗原検査陰性証明書を提示しなければならない。

11 150名以上での音楽祭やパーティーを禁止する。全ての参加者は完全なワクチン接種証明書又は抗原検査陰性証明書を提示しなければならない。

12 老人ホーム、児童・青少年施設及び刑務所への訪問は、完全なワクチン接種証明書又は抗原検査陰性証明書を所持する者のみ許可する。

13 サントメ・プリンシペ国際空港への到着に際して、10歳以上の全ての国民及び外国人に対し、到着日の72時間以内に実施したPCR検査陰性証明書（紙媒体）の提示を義務づける。海外旅行の場合は、目的国における規制が適用される。

14 サントメ島ープリンシペ島間の往来については、すでに2回のワクチン接種を終えた者であっても、出発日の48時間以内に迅速検査を実施しなければならない。ただし、完全なワクチン接種証明を持つ者は迅速検査を免除される。

【参考リンク】

○サントメ・プリンシペ政府／保健省公式フェイスブック

<https://www.facebook.com/governostp/>

<https://www.facebook.com/MSaudeSTeP/>

○外務省海外安全ホームページ（国別感染者数、各国・地域における入国・行動制限措置等）

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルス感染症について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○在ガボン日本国大使館フェイスブック

<https://www.facebook.com/JapanEmbGabon/>

【本件問い合わせ先】

在ガボン日本国大使館 領事班（サントメ・プリンシペ兼轄）

所在地：Boulevard du Bord de Mer, B.P. 2259, Libreville, Gabon

電話番号：(+241) 011-73-22-97 / 011-73-02-35

閉館時緊急連絡先：(+241) 077-38-73-38

Email: amb.japon@lv.mofa.go.jp